

国内経済要録

◇租税特別措置法の一部改正

このほど租税特別措置法の一部が改正され、4月1日から施行された。改正内容のうち注目すべき点は次のとおり。

- (1) 利子所得の分離課税および利子、配当所得に対する源泉徴収税率軽減措置の適用期限を1年間延長し、38年3月31日までとする。
- (2) 国または日本銀行が外貨資金の状況に照らし緊急の必要に基づいて借り入れる外貨借入金の利子については非課税。
- (3) 居住者または内国法人が非居住者または外国法人である金融機関に対して支払う外貨借入金の利子、および内国法人が非居住者または外国法人に対して支払う外貨債の利子については、40年3月31日まで所得税の源泉徴収税率軽減措置を講ずる。

◇中小金融機関関係諸法律の一部改正

このほど商工組合中央金庫法、住宅金融公庫法、農林漁業金融公庫法、中小企業信用保険公庫法、公営企業金融公庫法、医療金融公庫法などの一部が改正され、それぞれ4月1日から施行された。おもな改正点次のとおり。

(1) 37年度予算成立に伴い商工組合中央金庫、農林漁業金融公庫、中小企業信用保険公庫、公営企業金融公庫、医療金融公庫の資本金を増額(それぞれ全額政府の追加出資)。

(2) 商工組合中央金庫については次により所属組合の範囲を拡大するとともに余裕金の運用を緩和。

イ、輸出組合、輸入組合または輸出入組合も所属組合となりうることとした。

ロ、商工債券を所有する一般個人、法人に対し、主務大臣の認可を受け同債券担保の短期貸付を行なうことを認める。

(3) 住宅金融公庫については宅地防災工事資金貸付、農林漁業金融公庫については沿岸漁業者経営安定資金貸付を業務事項に追加するとともに、中小企業信用保険公庫については小口保証保険(小企業者を付保の対象とするもの)を新設するなど、それぞれ業務分野を拡大。

◇日本・ベネルックス3国通商協定の発効

4月10日、日本・ベネルックス3国(オランダ、ベルギーおよびルクセンブルグ)通商協定が発効した(調印は1960年10月8日)。これによると双方は相互に最恵国待遇を供与することとなり、わが国に対しても原則的には対OEEC諸国並みの自由化、グローバル・クォータへの均てんが保証されたが、繊維品、陶磁器など28品目については暫定的ながら対日輸入制限が残されている。